

広島市立広島市民病院コンビニエンスストア運営事業者公募型プロポーザル実施要領

1 目的

広島市立広島市民病院（以下「病院」という。）では、患者、見舞者など病院利用者の利便性向上及び病院スタッフの福利厚生の充実を図るため、コンビニエンスストアを設置している。

その運営については、民間事業者の持つノウハウを活かし、当院が定める条件の下、安定した経営及び質の高いサービスの提供が可能な運営事業者を公平かつ公正に選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

広島市立広島市民病院コンビニエンスストア運営事業

(2) 業務内容

病院内におけるコンビニエンスストアの運営

詳細は、別紙「仕様書」のとおり

(3) 協定期間

協定を締結した日から令和14年3月31日までとする。

なお、本期間には、コンビニエンスストア設置、開店準備及び原状回復に要する期間を含む。

(4) 営業開始日

ア この公募型プロポーザルにより特定した運営事業者が現行の運営事業者以外の場合

現行の運営事業者がその所有に属する物件の撤去及び変更した設備の原状回復を行い、コンビニエンスストア施設の設備を病院機構に返還した日から15日後までの日とする。

なお、運営事業者の責に帰さない事由により、営業開始日までに営業開始が困難であると病院機構が認めた場合は、病院機構が別に定める日とする。

また、令和8年4月1日からコンビニエンスストア施設での営業開始日の前日までは、仮設コンビニエンスストア施設で営業すること。

イ この公募型プロポーザルにより特定した運営事業者が現行の運営事業者の場合
令和8年4月1日とする。

(5) 事業担当課

〒730-8518

広島市中区基町7番33号

広島市立広島市民病院事務室総務課総務係

電話 082-212-3234（直通）

3 応募参加資格

参加する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の

決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、再度の資格審査申請に係る競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。) 又は手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があつた事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実がある者でないこと。

- (2) 暴力団等 (広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。) である者に該当しないこと。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公告日から運営事業者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分、病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は、病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格者の取り消しを受けていないこと。
- (5) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 広島市立広島市民病院利便施設運営事業者選考委員会 (以下「選考委員会」という。) の委員
 - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者。

4 質問の提出及び回答

- (1) 提出期限
令和7年1月26日(水)午後5時まで
- (2) 提出場所
前記2(5)と同じ。
- (3) 提出方法
質問書(様式3)を作成し、持参(閉院日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項第1号から第4号までに掲げる日をいう。以下同じ。)を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。)又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。
ただし、審査に支障をきたすと認めた質問は受け付けない。
- (4) 質問に対する回答
質問者に直接回答するほか、病院機構のホームページへ掲載する。

5 提案申込書及び提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 提案申込書(様式1) 1部
 - イ 提案書(様式2) 正本(社名、代表者名を記載し代表者印を押印したもの。) 1部
副本(社名及び代表者名を記載しないもの。) 7部
- 提案書評価票(別紙3)に基づき、項目を立て、A4用紙により、写真、図、グラフなどを活用し、分かりやすい資料となるよう工夫し作成すること。表紙には、「広島市立広島市民病院コンビニエンスストア運営事業者募集に係る提案書」と記載すること。
- ウ 添付書類 各1部
 - (ア) 定款
 - (イ) 登記事項証明書または登記簿謄本

- (ウ) 過去3か年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等に関する資料）
- (エ) 会社概要（事業内容、従業員数、資本の額その他経営規模など会社の概要がわかるもの）
- (オ) 広島市税並びに法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（3か月以内に発行されたもの）
- (カ) 公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書（事業者控）の写し
- (2) 提出期限
令和7年12月8日（月）午後5時まで
- (3) 提出場所
前記2(5)と同じ。
- (4) 提出方法
持参（閉院日を除く午前8時30分から午後5時までの間に提出すること。）又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

6 病院の概要

- (1) 名称及び所在地
広島市立広島市民病院（広島市中区基町7番33号）
- (2) 患者数（令和6年度実績）
ア 入院患者数：延べ205, 613人（1日平均563人）
イ 外来患者数：延べ388, 492人（1日平均1, 605人）
- (3) 職員数（令和7年4月1日現在）
2, 029人（非常勤職員及び臨時職員を含む。）
- (4) 診療日時
ア 診療日
日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで（以下、「休診日」という。）を除く毎日
イ 診療時間
午前8時30分から午後5時まで

7 コンビニエンスストア施設等の概要

- (1) コンビニエンスストア施設
ア 場所
プロムナード1階（別図（配置図・求積図）参照）
イ 延床面積
107. 99m²
ウ 構造
鉄骨造
- (2) コンビニエンスストア用倉庫
ア 場所
西棟1階

イ 延床面積

15.87m²

8 運営の条件

(1) 営業

- ア 営業開始日については、前記2(4)と同じ。
- イ 営業日については、年中無休とし、営業時間は、24時間とする。
- ウ 病院が指定する医療用品及び衛生用品等（以下「医療用品等」という。別紙1を参考）を販売すること。
- エ 酒類及びタバコ並びに青少年に有害な雑誌、その他、病院が不適当と認めたものは、販売しないこと。
- オ 病院機構が指定する場所に病院機構が指定する医療用品等の自動販売機（2台）を設置すること。
- カ 病院機構が指定する場所にマスクの自動販売機3台（うち、小児用1台）を設置すること。
- キ 診療日の11:00～12:00に、病院機構が指定する場所を巡回して、弁当、飲料水等を販売すること。
- ク 松葉杖の貸出（有料）を行うこと。
- ケ 病院機構の要請による附帯サービスの提供には協議に応じること。
- コ 利用者からの要望等には運営事業者が責任を持って対応すること。
- サ 店舗内の防犯対策は、運営事業者が行うこと。ガス及び裸火は使用できない。
- シ 事故防止を徹底するとともに、万一事故が発生した場合は、全て運営事業者の責任と負担において対処すること。

(2) 仮設コンビニエンスストア施設の設置及び営業

現行の運営事業者は、令和8年3月31日まで営業を行うので、運営事業者（現行の運営事業者は除く。）は、令和8年4月1日から(1)アに規定する営業開始日の前日までの間は、病院機構が指定する場所に仮設コンビニエンスストア施設を設置し、病院機構と協議して定めた商品及び附帯サービスを提供すること。

(3) その他

ア 毎年度、コンビニエンスストア施設、コンビニエンスストア用倉庫及び自動販売機の設置場所（以下「コンビニエンスストア施設等」という。）の使用にあたっては、病院機構の使用許可を受け、貸付料（令和7年度の額は、月額約376,640円であるが、提案による使用許可の面積又は年度により金額が若干増減する場合がある。コンビニエンスストア施設等は令和8年4月1日から使用することとして、貸付料を積算する。）を遅滞なく納付すること。

イ アの貸付料とは別に、コンビニエンスストアの月額売上高（ただし、使用料が納付できない商品及び付帯サービスを除く。）に売上納付金料率（事業者の提案）を乗じた額を使用料として、翌月末日までに納付すること。

なお、算出した月額使用料の額が最低保証額（事業者の提案）を下回る場合は、最低保証額を納付すること。（ただし、最低保証額は、410万円以上を提案すること。）

ウ 使用許可物件を第三者に転貸しないこと。ただし、提案書においてフランチャイズ制等を提案し、かつ導入にあたって、事前に病院機構の承認を受けたときは、この限りでない。

なお、この場合フランチャイズ契約に基づき、フランチャイズ加盟店に運営を任せる際には、

運営事業者が一切の責任を負うとともに、加盟店の名称その他病院が必要とする情報が記載されたフランチャイズ契約書等を本契約締結後に提出すること。

- エ 営業に必要な各種法令に基づく許認可については、運営事業者が取得すること。
- オ 看板等の色彩、寸法及び数量については、病院施設との一体性の確保に留意することとし、事前に病院機構の承認を受けること。
- カ 物品等の搬入・搬出時間及び経路については、病院職員の指示に従うこと。
- キ 災害時の職員用食料等の供給対応すること。
- ク 年末年始の職員の弁当の提供対応すること。
- ケ コンビニエンスストアに係る苦情等については、運営事業者が責任を持って適切に対応すること。
- コ 従業員の接遇研修を定期的に実施し、常に良好なサービスの提供に努めること。
- サ 提案書に記載した「その他の提案」は、病院機構の承認又は許可を得て実施すること。

9 施設設備の整備区分等

(1) 施設設備の整備区分

施設設備に係る病院機構と運営事業者の整備区分は、別紙2のとおりである。

なお、運営事業者において施設設備に改修を行う場合は、自らの責任と負担において実施することとし、改修に必要な工事に当っては、着手前に病院と協議の上、許可を得ること。

(2) 費用の負担区分

次に掲げる費用については、運営事業者の負担とする。

- ア 施設設備の維持管理、改修、修繕、交換（蛍光灯の交換等）等
- イ 店舗内の清掃（空調機エアフィルターの清掃を含む。）、廃棄物の処理及び害虫駆除等
- ウ 電話の回線使用料及び通話料
- エ 光熱水費

(3) 設備の法定点検

受変電設置の法定点検や、病院内の工事を実施する場合、全館又は一部の一斉停電を行うため、病院と調整の上、協力すること。

(4) 原状回復及び返還

運営事業者は、協定期間が満了したとき又は、協定解除に至った時は、運営事業者の負担により施設設備をコンビニエンスストア施設設置前の状態に回復させ、また、病院が指定する期日までに返還しなければならない。ただし、病院が原状回復の必要がないと認めたときは、この限りではない。

10 審査方法

- (1) 提案書の審査は、選考委員会が行う。
- (2) 選考委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。
 - ア 委員長 広島市民病院病院長
 - イ 委員 広島市民病院特任病院長
 - ウ 委員 広島市民病院副院長（看護部長）
 - エ 委員 広島市民病院事務長
 - オ 委員 広島市民病院総務課長

カ 委 員 本部事務局経営管理課長

キ 委 員 北部医療センター安佐市民病院事務室総務課長

(3) 審査基準

提案書評価票（別紙3）のとおり

(4) 運営事業者の特定

ア 選考委員会において、提案内容のヒヤリングを行う。

ただし、応募参加資格を満たしていない者、失格要件に該当する者及び提出書類に不備がある者のいずれかに該当する場合は、ヒヤリングの対象から除外する。

イ 選考委員会は、提出書類及び提案者のプレゼンテーションにより別紙3に定める提案項目について審査を行う。

ウ プrezentation出席者は、責任者を含む3名以内とする。説明は全て提出済の提案書及び添付書類に基づき行い、追加資料の提出は認めない。

エ プrezentationの時間は応募者につき約20分程度とし、その後質疑応答を約10分程度行う。

オ 提案書及びヒヤリングに基づいた審査の結果、得点の総計が最も高い提案申込者を運営事業者として特定する。

カ 得点の総計が最も高い提案申込者が2者以上いる場合には、選考委員会で協議のうえ、運営事業者を特定する。

キ 一定の評価（合計得点の6割）に達する提案者がいない場合は、適切な事業者なしと判断し、再募集を行うものとする。

11 審査結果

(1) 審査の結果は、全ての提案申込者に書面により通知する。

(2) 審査結果に係る照会及び異議申立等は、受理しない。

(3) 審査結果の通知後速やかに、提案申込者全員の商号又は名称、評価結果及び最優秀提案申込者について、病院機構のホームページで公表する。

12 運営事業者との協定締結

(1) 運営事業者として選考委員会が特定した者と協定を締結する。

(2) 運営事業者が正当な理由なくして協定を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を運営事業者として特定し、協定を締結する。

(3) 協定書（案）

別紙4のとおり

13 全体スケジュール

1月12日（水） 提案申込書及び提案書等の受付開始

1月26日（水） 質問書提出締め切り

2月8日（月） 提案申込書及び提案書等の提出締め切り

2月19日（金） 選考委員会（提案内容のヒヤリング）

1月16日（木） 選考委員会（運営事業者の特定）

14 その他

- (1) 提出書類の提出後においては、病院機構が依頼した場合を除き、提出書類の追加、差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類の作成、その他この公募型プロポーザルの参加に要する費用は、提案申込者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、病院が本件に関する報告、公表等のために必要であると認めた場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 次の要件に該当した場合は、失格とする。
 - ア 提出書類に虚偽又は不備の記載があった場合
 - イ この公募型プロポーザル実施要領に違反し、または著しく逸脱した場合（運営の条件を満たさない提案書又は指定様式とは異なる様式により提案書を提出した場合など）
 - ウ この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、選考委員会の委員の選任後から本協定案件の運営事業者決定までの間において、本協定案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合
 - エ 正当な理由なく、プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - オ 応募参加資格を満たしていない、又は満たさなかつたことが判明した場合
 - カ その他不正行為があった場合や、この実施要領に定める事項に反し、又は著しく社会的信用を失う行為等により、運営事業者としてふさわしくないと病院が判断した場合
- (6) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。また、計量単位は特別の定めがある場合を除き計量法（平成4年法第51号）に定めるものとする。
- (7) 営業に関する監督官庁への申請・届出、その他営業に関して必要な一切の手続きは、運営事業者の責任において行うこと。